

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成23年1月11日

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局総務部長
田中 愛智朗

1 工事概要

- (1) 工事名 平成22年度 伊江農業水利事業
伊江地下ダム北西工区（その1）工事
- (2) 工事場所 沖縄県国頭郡伊江村字東江上地内
- (3) 工事内容 本工事は、国営伊江土地改良事業計画に基づき、伊江地下ダムを建設するものである。
 - ① 止水壁工 L = 124.2m
施工始点 測点 NO.12 + 10.835
施工終点 測点 NO.14 + 35.035
施工面積 6,021㎡
締切面積 2,752㎡
 - ② 仮設工 一式
- (4) 工期 345日間
- (5) 使用する主要な資機材 生コンクリート、セメント（普通ポルトランドセメント）、調整スラグ、ベントナイト、フライアッシュ
- (6) 本工事は、提出された技術資料に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準B型（施工計画重視型））のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
- (7) 本工事は、競争参加者の公表を落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後に行う工事であり、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (9) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出・受領に関わる確認及び入札を原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている単体、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）であって、沖縄総合事務局長から特定JVとして資格認定を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 沖縄総合事務局における「農林土木工事」に係る平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、農林土木工事「A等級」に認定されている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 単体及び特定JVの代表者は沖縄総合事務局における「農林土木工事A等級」であること。ただし、特定JVの代表者以外の構成員は、「農林土木工事A等級」又は「農林土木工事B等級」の確認を受けていること。

(6) 施工実績

平成7年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること（共同企業体としての施工実績は、2社の場合出資比率が30%以上、3社の場合20%以上の場合のものに限る。）。

また、当該実績が各地方農政局及び沖縄総合事務局（農林水産部）の発注した工事である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。

特定JVの代表者は、次に掲げる①の同種工事の実績を有すること。また、代表者以外の構成員は、次に掲げる②の同種工事の実績を有すること。

さらに、特定JVについては代表者、構成員のいずれかが③の実績を有していること。

単体有資格者は、次に掲げる①、③の同種工事の実績を有すること。

① 原位置攪拌工法による止水壁、土留壁等において掘削深度30m以上の柱列式地下連続壁（以下、「止水壁工事」という。）の施工実績を有すること。

② 現場打設200m³以上のコンクリート構造物の施工実績を有すること。

③ 「沖縄県赤土等流出防止条例」（平成6年10月20日 沖縄県条例36号）に基づく赤土等流出防止対策の施工実績または同等の施工実績を有すること。

なお、上記①、②、③は同一工事である必要はない。

(7) 施工計画が適正であること。

(8) 配置予定技術者の状況

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア 1級建設機械施工管理技士の資格を有する者。

イ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る））

ウ 建設業法第15条第2号で定めている者のうち1級土木施工管理技士以外の者とする。

② 平成7年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、上記(6)

①に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者（平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は監理技術者講習修了証を有する者とみなす。）であり、上記(6)①の工事経験を有する者であること。

特定JVの場合、代表者の配置予定技術者が上記(6)①の工事経験を有する者であること。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者は必要な経験は求めない。

- (9) 本工事に経常建設共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することはできない。
- (10) 申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、「沖縄総合事務局工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
ただし、申請書及び資料の提出時に指名停止期間中であっても、当該指名停止の期間終了日が平成23年1月25日より前であれば申請書及び資料を受け付ける。
- (11) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (12) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）」及び「内閣及び内閣府所管に係る発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成22年3月31日付け府会第387号内閣府大臣官房会計課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 沖縄県内に本支店、営業所があること。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目

ア 施工体制

- ① 品質確保の実効性
- ② 施工体制確保の確実性

イ 施工計画

- ① 施工計画上考慮すべき事項についての検討の適切性
- ② 発注者が指定した施工上の課題への対応の適切性
- ③ 発注者が指定した部材・工法等の品質の確認方法、管理方法の適切性

ウ 企業評価

- ① VE提案（完成時評定）
- ② 優良工事表彰実績の有無
- ③ 工事成績評定点の平均点
- ④ 地域への貢献
- ⑤ 手持ち工事量比率
- ⑥ 地域内での拠点の有無

エ 技術者評価

- ① 配置予定技術者の資格取得後の経験年数。
- ② 同種工事の従事役職
- ③ 優良工事表彰実績
- ④ 工事成績評定点の平均点
- ⑤ 継続教育（CPD）の取組み状況

(2) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の

最高点を40点とする。

イ 施工体制評価点の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

ウ 「加算点」の算出方法は、上記（1）の加算点の評価項目（施工計画、企業評価、技術者評価）について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値を入札参加者の「評価点数の合計値」が最も高い者に40点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

エ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準B型のうち施工体制確認型の試行）は、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という）により行う。

オ 施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

（3）落札者の決定方法

ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 施工計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。

また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

但し、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ウ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

（4）評価内容の担保

実際の施工に関しては、施工計画に記載された内容により施工し、工事完了後に履行状況について検査を行う。請負者の責により記載内容が満足できない場合は、工事成績評定を未実施の評価項目ごとに点数を減ずることとする。

4 入札手続等

（1）担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎2号館
沖縄総合事務局総務部会計課支出負担行為第二係
末次 敦
電話098-866-0031（内線81341）

（2）入札説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 平成23年1月11日から平成23年1月24日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。

② 場所 上記4の（1）と同じ。

③ その他 配付資料は無料である。

（3）申請書、資料及び紙入札参加承諾願の提出

- ① 提出期間
平成23年1月11日から平成23年1月24日まで（行政機関の休日は除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。
 - ② 場所 上記4の(1)と同じ。
 - ③ 提出方法 電子入札システムにより受付期間内に提出すること。ただし、容量が3MBを超える場合は、持参により提出すること。郵送又はFAXによるものは、受け付けない。
また、電子入札システムによりがたい者で、紙入札方式参加承諾願により発注者の承諾を得た場合にも、持参により提出すること。
 - ④ 紙入札参加承諾願の提出期間及び場所は上①、②と同じ
- (4) 入札、開札の日時、場所及び提出方法
電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。
- ① 提出期間 平成23年2月15日から平成23年2月17日まで（行政機関の休日は除く。）の午前9時から午後4時まで。
 - ② 提出場所 上記4の(1)と同じ。
 - ③ 開札 平成23年2月18日 午前9時30分 沖縄総合事務局7階入札室
 - ④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。
- (5) 入札説明書に対する質問
入札説明書に対する質問がある場合は、電子入札システム又は書面（様式任意）にて提出すること。
- ① 提出期間 平成23年1月11日から平成23年2月9日まで（行政機関の休日は除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。
 - ② 場所 上記4の(1)と同じ。
 - ③ 提出方法 電子入札システム、持参又は郵送にて提出することとし、FAXによるものは受け付けない。
- (6) 上記(5)に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ① 閲覧期間 平成23年1月11日から平成23年2月14日まで（行政機関の休日は除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。
 - ② 場所 上記4の(1)と同じ。

5 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除。
 - ② 契約保証金 納付（納付額は請負代金額の10分の1以上。保管金の取扱店は日本銀行那覇支店。なお、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る契約保証金は、請負代金額の10分の3以上とする。）ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
ア 利付国債の提供。（保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店）
イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。（取扱官庁 沖縄総合事務局）又、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 工事費内訳書の提出
 - ① 電子入札参加者は、第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を表計算ソフトを使って作成すること。

- ② 紙入札参加者は、第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書（競争参加資格認定通知後、上記4（2）より様式を配付）を記名、押印し、入札書が入った封筒と工事費内訳書を表封筒に入れ封かんの上、提出するものとする。
- ③ 工事費内訳書の作成に当たっての算定基礎資料の提出を求めることがある。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 配置予定監理技術者等の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。
- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 契約後V E方式の対象工事
契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無 無。
- (10) 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口
上記4の(2)の交付場所と同じ。
- (12) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加 上記2の(3)に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記4の(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約にかかる事項のうち、前金払の金額は請負代金額の10分の2以内、また、契約保証金は請負代金額の10分の3以上とする。
- (14) 電子入札について
① 電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。
② 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
③ 電子入札システムに係る運用については、「農林水産省電子入札システム運用基準標準例」によるものとする。
- (15) 違約金
本契約に関し、受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
① 公正取引委員会が、受注者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限

る)の規定による。

- ② 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2号項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- ③ 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- ④ 受注者が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(16) 上記(15)の④に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、上記(15)に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① 上記(15)の②に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
- ② 上記(15)の4に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- ③ 受注者が発注者に入札心得第4条の3（公正な入札の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

また、受注者が上記(15)及び(16)の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(17) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

① 監督体制の強化等

ア 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成18年3月31日付け事務連絡 農村振興局設計課施工企画調整室長名）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。なお、事前通告をしないで点検することがある。

イ 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。なお、事前通告をしないで点検することがある。

ウ 受注者側技術者の増員について

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は沖縄総合事務局管内直轄工事（農林水産部工事）において、本入札公告を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配

置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

- 1) 工事成績70点未満の評定を通知された者
- 2) 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- 3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。
- 4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

(18) 低入札価格調査対象工事に係る対策について

ア 対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日18農振第177号農村振興局整備部長名）で示す次の①～③段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じイ及びウに示す対策を講ずることとする。

① 施工確認段階

② 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

③ 下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

イ アに示す文書指示を受けた場合、以降の1年間に於いて沖縄総合事務局管内（農林水産部発注）の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減点する。

総合評価落札方式の場合

1年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。

ウ アに示す文書指示の回数が2回に達した場合、沖縄総合事務局管内（農林水産部発注）の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

【入札参加の制限の考え方】

対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、対象工事を発注した沖縄総合事務局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。

エ 当該対象工事の成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、イと同様の措置を講ずる。

(19) 出来高部分払方式について

本工事において、中間前金払いに代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

(20) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(21) 支払負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認意外に無断で使用することはできないものとする。

(22) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

(23) 詳細は入札説明書による。